

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 7 年 4 月 10 日

収支等命令者

佐賀県政策部 政策企画監 納富 大介

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園仮設階段設置業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園仮設階段設置業務仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 7 年 12 月 10 日（水）まで |
| (4) 履行場所 | 九年庵 |

2 入札参加資格者に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により、とび・土工・コンクリート工事 A 級、B 級、C 級の決定（公告日時点）を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴

力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）、営業概要書（別紙様式2）を令和7年4月15日（火）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（必着）してください。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

また、入札参加資格確認申請等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、任意の辞退届をメール又はFAXにより提出し、担当課に送信した旨を連絡してください。

【担当課】

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁新館5階

佐賀県政策部 MIGAKI 担当

TEL 0952-25-7230 FAX 0952-25-7496

E-mail:migaki@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認について

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、令和7年4月17日（木）までに通知します。

よって、本委託の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知（資格有）の確認通知を受けた者に限ります。

5 公告に関する質問・回答

（1）公告に関する質問

受付期間：令和7年4月14日（月）午後5時まで

受付方法：質問書（別紙様式3）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）、FAX、電子メールにより受付可能であるが、送信後に担当部局に質問書が到達したことを確認してください。

（2）質問に対する回答

回答期限：令和7年4月15日（火）

回答方法：佐賀県ホームページに掲載

（3）質問書送付先 3の担当課に同じ

6 入札書の提出日時及び提出場所

- (1) 日時 令和7年4月22日(火) 17時10分
- (2) 場所 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県庁新館5階 政策部部内会議室
- (3) 提出方法 入札は入札書(別紙様式4)により、書留郵便にて提出することとし、
令和7年4月22日(火)17時までに3の担当課宛て必着とします。
また、「名勝九年庵庭園仮設階段設置業務」と朱書きしてください。
なお、提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しません。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合、入札者は入札保証金の納付を免除し、又は一部を減額のうえ入札に参加することができる。

(ア) 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

なお、入札保証金の免除又は一部を減額を希望する者は、入札参加資格確認申請書とともに、同種業務の履行実績調書(別紙様式6)を提出すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額
(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。但し、次のいずれかに該当する場合、契約者は契約保証金の納付を免除し、又は一部を減額のうえ契約を締結することができる。

(ア) 佐賀県を被保険者とする契約保証保険契約（契約に係る金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

なお、契約保証金の免除又は一部の減額を希望する者は、同種業務の履行実績調書（別紙様式 6）を提出すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の準用規定に基づき、7 の（1）のイに掲げる価値の担保を供することができる。

8 その他

（1）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

（2）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（3）入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

（4）落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、日を改めて、再度の入札を行う。

再度入札は2回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、2回目の再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(5) 問合せ先

佐賀県政策部 MIGAKI 担当 電話 0952-25-7230